

# 地域管理経営計画（沖縄北部森林計画区）抜粋

## 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### (1) 国有林野の管理経営の基本方針

本計画の対象は、沖縄北部森林計画区を管轄区域とする国有林野 11,964ha（不要存置林野 6ha を含む。）であり、このうち、4,398ha は、沖縄県の基本財産の造成並びに県下林業の範を示すことを目的として、「沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」（昭和 47 年政令第 158 号）第 64 条第 1 項の規定（以下「沖特令」という。）に基づき、沖縄県に貸付しているものである。この沖特令による貸付地は、沖縄県が県営林経営計画に基づき県営林として管理経営を行っている。

また、沖特令による貸付地を除く 7,566ha のほとんどは、米合衆国の沖縄北部訓練場として沖縄防衛局に使用承認している地域である。

本計画区は、本島北部のほぼ中央部を北東から南西に連なる西銘岳(420m)、伊部岳(354m)、照首山(395m)、伊湯岳(446m)等の脊梁山地の太平洋側に面する長大な大団地を形成する。

（中略）

本地域には、ノグチゲラ（国指定特別天然記念物、国内希少野生動植物種）、ヤンバルクイナ（国指定天然記念物、国内希少野生動植物種）、ヤンバルテナゴカネ（国指定天然記念物、国内希少野生動植物種）等貴重な野生動植物が生息・生育し、伊部岳周辺は鳥獣保護区特別保護地区に指定されているなど、これらの保護増殖のためにも自然環境の保全・形成を図ることが期待されている。

このため、本計画ではこのような地域に存在する国有林野の有する水源かん養機能や保健文化機能等の公益的機能の維持増進に重点を置き、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組や森林環境教育を推進するとともに、持続可能な森林経営、地球温暖化防止対策及び生物多様性の保全にも配慮しつつ、管理経営を行うこととする。

（中略）

#### イ 機能類型区分設定外地区（3～46 林班）

ほとんどを沖縄防衛局に米軍の沖縄北部訓練所として使用承認しているため、機能類型区分を行っていない。このような中で、平成 8 年 12 月の日米特別行動委員会の最終報告によると、その一部が返還されることとなっていることから、既返還地（497ha）を含めて、「沖縄北部国有林の取り扱いに関する検討委員会」の報告書を踏まえて、それぞれの目的に沿った管理経営を行うこととする。

#### ウ 「沖特令」による貸付地（47～73 林班）

沖特令第 64 条第 1 項の規定により、沖縄県に貸付され沖縄県が県営林経営計画に基づき、県営林として管理経営している。

（中略）

### (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

(中略)  
・水源涵養タイプ  
(中略)  
の機能類型区分を行い、各機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

- (中略)
- ⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項  
水源涵養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源かん養機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を目標として管理経営を行うこととする。  
なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

水源涵養タイプの面積

(単位：ha)

区 分	水源涵養タイプ
面 積	4,581

(中略)

## 2 国有林野の維持及び保存に関する事項

### (1) 巡視に関する事項

#### ① 山火事防止等の森林保全巡視

山火事等の森林被害を未然に防止するため、地元市町村、関係機関等と連携を密にして標識類の整備、山火事防止の宣伝、啓発活動等を行うとともに森林保全巡視を強化し、山火事の未然防止に万全を期することとする。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、廃棄物対策協議会、森林保全巡視員及びボランティア団体等との連携の強化を図り防止に努めることとする。

(中略)

### (4) その他必要な事項

国内希少野生動植物種のノグチゲラ、ヤンバルテナガコガネ、ヤンバルクイナ等が生息していることから、その生息環境の維持・保全を図るための巡視を積極的に行うこととする。 溪畔周辺については、野生生物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

(中略)

### 3 国有林野の活用に関する事項

(中略)

#### (3) その他必要な事項

本計画区における国有林野の活用にあたっては、希少野生動植物の保護等、豊かな自然環境の保全、水源のかん養等森林の持つ公益的機能との調和を図り、併せて、本地域の土地利用に関する計画等との必要な調整を図ることとする。

### 5 国民の参加による森林の整備に関する事項

#### (1) 国民参加の森林に関する事項

国民の自主的な参加による森林の整備を行うにあたっては、ボランティア団体等の協力を得ながら適切に行うこととする。

(中略)

#### (3) その他必要な事項

多様性に富み、豊かな自然環境を有する国有林野を、多様な体験活動の場として積極的に提供することが要請されていることから、協定の締結により継続的に体験活動ができる「遊々の森」制度等を活用して森林環境教育の推進に努めることとする。

森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能を発揮するよう努めることとする。